

ひだまり便り

第37号〈平成23年6月号〉 特 定 非 営 利 活 動 法 人 ひ だ ま り 理事長 小関 茂

特定非営利活動法人ひだまり事務所…〒263—0005 千葉市稲毛区長沼町32番地 TEL 043-258-8604 FAX 043-310-5061

E-mail…hidamari@almond.ocn.ne.jp ホームページ・・・ http://www.hidamari.or.jp

理事長より

ひだまり理事長 小関茂

東日本大震災の発生から早くも3ヵ月近く過ぎようとしていますが、復旧の目処も見えて来ない

中で、福島第一原発の1~3号炉圧力容器溶融の報道は、ますます回復の困難さを感じさせます。現場で危険と背中合わせで懸命に努力される方たちの使命感に感銘を受けるとともに、放射線については冷静に受け止めることができるよう的確な情報が必要であると感じています。むやみに恐怖を煽るような報道が多いように思えてなりません。被災された皆様に幸せな日常が一日も早く訪れることを願いながら、平常な普通の生活を送ることが、何よりも復興への手助けになることであると信じております。



■ 総会を開催しました ■

平成23年度ひだまり通常総会を5月8日(日)午後1時30分から、あけぼの園食堂で開催しました。4月1日現在のひだまり社員総数は20名(正会員を NPO では社員と表現しています)で、うち18名の出席(委任状3名含む)を得て議案審議に入りました。

議案審議は、平成22年度事業報告・決算報告に続いて平成23年度事業計画案・収支予算案の説明が行われ、賛成多数で承認されました。議案の内容は、ひだまり便り前号でご案内しましたので省略しますが、本年度も役員、職員一同しっかり勤めますのでよろしくお願いいたします。

■ ひだまり役員 ■

ひだまりの運営に当たる役員は任期2年の中間期のため変更はありません。

理事長	小関茂	専務理事	田川正浩	
理事	大野忠彦・木下順生・髙崎由美子・田代常光・平井紳一・藤原千鶴・山本茂			
監事	田中章夫	事務職員	久保井勝義	

■ メープルリーフ職員 ■

事業部門であるメープルリーフの職員の構成は以下の通りです

運営管理者	高柳佳弘	サービス提供責任者	川口利加	
支援員	矢島久美子・小川まゆみ・高田桂輔・舘野かおり・森絢香			
登録ヘルパー	8名			

「成年被後見人に選挙権の回復を!」

ひだまり専務理事 田川正浩

どんな障害があっても、理解する力があまりなくても、20歳になると選挙する権利があって、選挙はがきが送られてきて、投票所に行って投票することができます。ところが、後見人がついた途端、その人には選挙権がなくなります。

権利擁護を目的とした成年後見制度が選挙権剥奪という重大な権利侵害を起こすというのはどう考えても変です。選挙権は国民一人一人に与えられた権利であり、憲法が保障する基本的人権にも反します。このことは、成年後見制度が施行された10年前から日本弁護士会その他各方面で問題提起されてきましたが、改正されることなく現在に至っています。

そして、本年2月1日、名兒耶匠(なごやたくみ)さんが、父親である後見人の名兒耶清吉さんとともに国を相手に訴訟を起こしました。弁護団は、杉浦ひとみ氏を主任に、PACガーディアンズ理事長の佐藤彰一氏ほか権利擁護に経験豊富な弁護士5名による強力な陣容で構成されました。

5月11日の東京地裁103号法廷での初公判は、雨にもかかわらず一般傍聴82席に102人が並びましたが、抽選の結果、幸運にも傍聴することができました。この日の裁判は、原告側の訴状と被告側の国の答弁書による口頭弁論が行われ、裁判長から「非常に大きな制度・権利なので真剣に取り組みたい」との発言の後、国に対し、「全法律の中で成年被後見人と書いてある条文を洗い出して、成年被後見人ができる行為、できない行為、法律によって制限される行為を全てあげて来てください。そして、選挙権はその中でどこに位置付けされているのか整理してください」との宿題が出されました。

初公判後、日本財団ビルにて開催された報告会では、裁判長の訴訟指揮への喝采の思いが語り合われ、楽観はできないものの、これからを期待できると実感しました。第2回公判は、7月27日13時半、東京地裁103号法廷で行われます。お時間の許す方はぜひ傍聴されることをお勧めします。また、6月29日には、さいたま地方裁判所105号法廷でも選挙権裁判の初公判が開催されます。京都、名古屋、横浜でも同じような動きがあるようで、選挙権裁判は、堰をきったように全国的な広がりを見せつつあります。

新聞やTVで報道される機会も増えるでしょう。皆さんも関心をもって推移を見守ってください。



ひだまりは、地域生活支援事業、成年後見制度の取り組み、障害児者の将来を守る父の樹会の受託業務など多岐にわたる活動をしていますが、財政的には非常に厳しい状況です。ひだまりの会員はご本人なので、保護者の皆様には賛助会員へのご加入をお願いしています。昨年度は109名の方々のご協力をいただきました。本年度も、おひとりでも多くの皆様に会員になっていただけると助かります。ご協力いただける方は、下記の要領でお申し込みをお願いします。

- ◆賛助会費・・・・・ 一口 3,000 円から何口でも結構です。(一年間)
- ◆振込先 ・・・・・・ 郵貯銀行【口座番号】00110─3─739401

【口座名称】特定非営利活動法人ひだまり

◆連絡先 ・・・・・・ ひだまり事務局 田川 · 久保井 Ta:043-258-8604

